

インコタームズの定める貿易条件と紛争処理への影響

小野木 尚

目次

1. はじめに
2. インコタームズの概要
 - (1) インコタームズとは
 - (2) インコタームズの定める貿易条件の日本における使用頻度
3. インコタームズと日本の国際裁判管轄規定との関係
 - (1) 日本の国際裁判管轄規定の概要
 - (2) 債務履行地管轄とインコタームズの定める貿易条件との関係
4. おわりに

1. はじめに

国際商取引から紛争が生じ、それを訴訟によって解決しようとする場合、どの国の裁判所で訴えを提起できるかと

いう問題は、当該取引を行う上で非常に重要であると考えられる。すなわち、司法制度や民事手続法は国によって様々である上、法廷地までの時間・費用・手間や法廷言語の違い等の事情から、どの国の裁判所で訴えを提起するかは、訴訟コストの増減やひいては訴訟の結果についても影響し得る。したがって、国際取引の当事者は、紛争処理に関する予測可能性を確保するためにどの国の裁判所で紛争を処理するかについて契約締結時に予め定めておくことが望ましい。しかしながら、このような紛争処理における法廷地に関する合意がない場合、ある国で訴えを提起することができるかどうかは、専ら当該国が定める規定に従うこととなる。このように、国際的な要素を含む民事訴訟をどの国の裁判所で提起することができるかという問題を、国際裁判管轄の問題といい、合意がある場合も含め、ある国の裁判所がどのような場合に裁判することができるかは、当該国がそれぞれ独自に定めている。ゆえに、法廷地について合意がない場合であつたとしても、取引の様々な条件が当該国の国際裁判管轄の有無の判断にどのように影響するかについて把握することは、紛争処理の予測可能性の観点から非常に重要であるといえる。

本稿では、日本の企業が国際取引の当事者となることを前提に、インコタームズの定める貿易条件が、日本の裁判所で裁判を行う理由になるかどうかについて、実務家向けに法学及び商学の学際的な視点から検討を行うものである。インコタームズに関する論考は法学、商学それぞれの観点から様々な検討がなされているが、本テーマについては、先行研究が現時点で見当たらないため、実務家にとつても学術的にも意義があると思われる。以下ではまず、2. でインコタームズの概要について述べた上で、3. で、日本の国際裁判管轄とインコタームズの定める貿易条件の関係性について検討を行い、4. で若干のまとめを行う。

2. インコタームズの概要

(1) インコタームズとは

国際取引には国内取引にはない様々なリスクが生じうるが、国際商取引の当事者は、当該取引で生じるリスクを当事者間でどのように分配するかについての条項を契約中に盛り込むようになった。しかし、契約の度に詳細な条項を取り決めるのは当事者にとって負担であるということから、便宜のために標準的取引条件が形成された。これは、取引の慣習が自然発生的に定型化されたものとされており、「FOB」などと一括して略号で表示されるものであるが、その解釈の相違を防止するために、いくつかの国際機関や商業会議所により、その解釈のための規則が発表されている^②。

インコタームズはそのような規則の一つであり、一九三六年に国際商業会議所によって制定された。その後、国際貿易の実務の変遷に合わせて改訂を重ね、最新版として「インコタームズ二〇一〇」が二〇一一年一月一日から発効している。「インコタームズ二〇一〇」は、一、一の貿易条件を定めており、それらを二つのクラスに分類している。すなわち、①「いかなる単数または複数の輸送手段にも適した規則」と、②「海上および内陸水路のための規則」であり、①には、EXW（工場渡）、FCA（運送人渡）、CPT（輸送費込）、CIP（輸送費保険料込）、DAT（ターミナル持込渡）、DAP（仕向地持込渡）及びDDP（関税持込渡）が含まれ、②には、FAS（船側渡）、FOB（本船渡）、CFR（運賃込）及びCIF（運賃保険料込）が含まれる^③。①の貿易条件は、船舶による輸送を含むあらゆる輸送手段に用いることができるが、②については、船舶による輸送にしか使用することができない。

インコタームズは、売主及び買主の義務について定めており、それぞれA1～A10、B1～B10という形で詳細に

規定がなされている。⁽⁴⁾ また、インコタームズは、あくまでも民間機関による統一規則のため、原則として当事者がそれによる合意をすることが必要であるとされ、⁽⁵⁾ 売買契約の当事者がその援用を契約中に明示しなければならず、⁽⁶⁾ その結果、インコタームズの定める内容は、契約の一部として取り込まれると考えられる。なお、インコタームズ二〇一〇の発効後に、インコタームズ二〇〇〇など改訂前の貿易条件を援用したとしても、当該契約は当然には無効とはならない点に注意するべきである。

(2) インコタームズの定める貿易条件の日本における使用頻度

インコタームズが定める諸条件のうち、どのような貿易条件が使用されているかについては、税関及び日銀の統計から得られるとされる。しかしながら、同統計は通関インボイスを基にしており、同インボイスはEXWなどの条件であったとしても、FOB価格に調整されていることから実態を表していないと考えられているので、⁽⁷⁾ インコタームズの貿易条件の使用頻度については、個別具体的なアンケート調査による分析によらなければならないとされる。そして、アンケート調査のうち、比較的近年である二〇一三年に地方貿易業者を対象に行われたものによれば、FOB、CFR、CIFの在来船用の貿易条件（トレード・タームズ）の使用頻度が概ね六割以上と、依然として高いことが伺われる一方で、コンテナ用の貿易条件である、FCA、CPT、CIPでは、概ね一割程度と使用頻度が低い⁽⁸⁾ が、過去のデータと比べると増加傾向にあるとされる。また、同アンケートの分析として、FOB、CFR、CIFの使用理由については、「従来から使用し不都合・問題ない」というのが最も多いという結果が報告されている。

それでは、インコタームズの定める各貿易条件が、日本で裁判を行う理由となりうるのかについて、以下3. では国際裁判管轄について概観した上で、で検討を行う。

3. インコタームズと日本の国際裁判管轄規定との関係

(1) 日本の国際裁判管轄規定の概要

国際裁判管轄とは、「ある涉外民事事件について、どの国が裁判を行うべきか、すなわち国際的な裁判事務の振り分けを決める問題」⁹⁾をいい、慣習国際法上の規則がない現状において、各国が自主的に締結する条約や国内法によって、個別的に規律をしている。¹⁰⁾日本においては、かつて民事訴訟法は国際裁判管轄に関する明文規定を欠くことから、条約によるべきものと理解されてきたが、平成二十三年改正民事訴訟法では、三条の二以下に財産関係をめぐる国際裁判管轄規定が明文として挿入された。同法は、三条の二～三条の八で日本の裁判所に管轄権が認められる場合を列挙している。¹¹⁾

このうち、インコタームズと関係があると考えられるのは、債務履行地管轄を定める三条の三第一号である。同条文は、「契約上の債務の履行の請求を目的とする訴え又は契約上の債務に関して行われた事務管理若しくは生じた不当利得に係る請求、契約上の債務の不履行による損害賠償の請求その他契約上の債務に関する請求を目的とする訴え」について、①「契約において定められた当該債務の履行地が日本国内にあるとき」、または、②「契約において選択された地の法によれば当該債務の履行地が日本国内にあるとき」、日本の裁判所に国際裁判管轄がある旨を規定する。インコタームズは、2. で述べた通り、売主及び買主の義務について定めており、その内容は契約の一部として取り込まれている。したがって、その不履行が問題となった場合には、民訴法三条の三第一号の、①「契約において定められた当該債務の履行地が日本国内にあるとき」、日本の裁判所が国際裁判管轄を有することになる。また、ここでいう「当該債務」とは、原告が請求の原因として主張する契約上の債務であるとされ、たとえば目的物引渡義務の不履行に

よる損害賠償請求の場合は、当該目的物の引渡地が日本にあるかどうかが問題となる。¹²⁾このように、債務の履行地に国際裁判管轄が認められるのは、「契約の債権者は、債務者が履行地で契約上の債務を履行することを期待しているから、履行がなされなかったり不完全であったりした場合には、同じ場所で裁判上の救済を認めるのが当事者の予測や便宜・公平にかなう」からであるとされる。¹³⁾

それでは、インコタームズが定める貿易条件と日本の民訴法が定める債務履行地管轄とは具体的にどのように関係するのであろうか。以下では、売主の義務の不履行が問題となった場合を念頭に考える。売主の一般的義務としてインコタームズ二〇一〇はすべての貿易条件において、「売主は、売買契約に合致した物品および商業送り状、ならびに、契約で要求されている、契約に合致している旨その他の証拠を提供しなければならない」と規定する（A1）。また、具体的な引渡しについては、物品についてはA4（引渡し）が、引渡書類については、A8（引渡書類）が規定する。債務履行地管轄により日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるには、当該債務の履行地が日本国内にあることが必要となるため、売主の義務の不履行が問題となった場合、売主が提供する義務を負う物の提供の履行地がいずれの地にあるかが重要となる。

（2）債務履行地管轄とインコタームズの定める貿易条件との関係

以下では、インコタームズ二〇一〇における①EXW、②FOB、③CIF、④DDPの順に、目的物に瑕疵があった場合に、目的物引渡債務の不履行を理由に日本で国際裁判管轄が認められるかについてそれぞれ検討を行う。なお、それぞれの貿易条件の具体的内容については、別表1を参照願いたい。

① E X W

E X Wにおいて、売主は、「指定引渡地における合意した地点」またはそのような地点の合意がなければ、「自己の目的に最も適した地点」で物品を買主の処分に委ねることによって、引渡しを完了したとされる。いずれにしても、引渡地については売主側の地であり、売主の物品引渡債務の不履行が問題となった場合、当該引渡地が日本にある場合に、日本の裁判所に訴えを提起することが可能となる。

② F O B

F O Bにおいて、売主は原則として、「指定船積港における買主によって示された積込地点」において、買主によって指定された本船の船上に置くか、または、そのように引き渡された物品を調達することによって、物品を引き渡さなければならぬ」とされる。したがって、物品の引渡債務が問題となった場合、指定船積港が日本にあるときのみ、物品の引渡地すなわち債務履行地が日本にあるということになり、日本の裁判所に訴えを提起することが可能となる。

③ C I F

C I Fにおいて、売主は、「本船の船上に物品を置くか、または、そのように引渡された物品を調達することによって、物品を引渡さなければならぬ」とされる。すなわち、物品は船積港において引渡しが必要なのであるから、物品の引渡債務の不履行が問題となる場合、船積港すなわち債務の履行地が日本にある場合に、日本の裁判所に訴えを提起することができる。なお、C I F契約においては、現物の物品の引渡しだけでなく、船積書類の提供義務も規

定されており（A8）、船積書類の提供によって物品引渡義務が履行されることから、イギリスの判例では、CIF売買を船積書類の売買とみる傾向が伝統的に強いとされる。¹⁴しかしながら、買主は書類そのものを買うのではなく、書類が象徴している物品を買うのであるから、CIF契約は、船積書類の引渡によって履行される物品の売買契約と解すべきであるとされる。¹⁵インコタームズの文言上も、物品の引渡しと書類の引渡しは別に規定されており、物品について瑕疵があった場合に直ちに書類の引渡義務違反になるとは考えられない。したがって、物品の瑕疵等により物品の引渡義務の不履行が問題となった場合、あくまでも書類の引渡地ではなく、物品の引渡地が日本にあるときに、日本の裁判所において訴えを提起することができるものと考えられる。

④ DDP

DDPにおいて、売主は、「合意された期日または合意された期間内に、指定仕向地における合意された地点が、もしあれば、その地点で、荷下ろしの準備ができている到着した輸送手段の上で、物品を買主の処分委ねることによって、物品を引渡さなければならない」とされる。すなわち、物品の引渡地は指定仕向地であり、物品の引渡義務の不履行が問題となった場合は、指定仕向地が日本であるときに、日本の裁判所において訴えを提起することができる。また、DDPにおいても、物品の引渡しを受取ることを可能にする書類の引渡義務が定められているが、物品の引渡義務とは別個の義務であることから、物品に瑕疵がある場合であっても、書類の引渡義務とは直接関係しないと思われる。

4. おわりに

国際商取引から紛争が生じ、訴訟によって当該紛争の解決を目指す場合、当該取引の当事者は、自らに有利な地で裁判を提起したいと考えるだろう。紛争が生じた場合に裁判を行える地を予め合意で定めておくことは、そのような当事者の期待を確保する手段の一つである。しかし、そのような合意がない場合においても、契約の諸条件により、どの国で裁判を提起することができるかが予測できる場合がある。本稿では、特に日本で裁判を起させるかどうかという日本の国際裁判管轄の問題に対して、インコタームズの定める貿易条件がどのように影響を及ぼすかについて検討を行った。その結果、特に売主の物品の引渡債務が問題となる場合には、その債務履行地である引渡地が日本にある場合に、日本で訴えが提起できる旨を明らかにした（民訴法三条の三第一号）。このように、インコタームズの貿易条件は、日本における国際裁判管轄の有無に密接に関係しており、国際商取引においてインコタームズを用いて契約を締結する際には、各貿易条件が紛争解決においてどのような影響が及ぶかという点についても十分留意するべきであると考えられる。¹⁶⁾

別表1 EXW、FOB、CIF、DDPにおける売主の義務（A4、A8のみ抜粋）

| | A4（引渡し） | A8（引渡書類） |
|-----|--|---|
| EXW | <p>売主は、指定引渡地における合意した地点が、もしあれば、その地点において物品を買主の処分委ねることによって、受取りのための車両に積み込まずに、物品を引き渡さなければならない。指定引渡地内で特定の地点が合意されておらず、かつ、いくつかの地点が利用できる場合は、売主は、自己の目的に最も適した地点を選択することができる。売主は、合意した期日、または、合意した期間内に物品を引渡さなければならない。</p> | <p>売主は、買主に対して義務を負わない。</p> |
| FOB | <p>売主は、指定船積港における買主によって示された積込地点が、もしあれば、その地点において、買主によって指定された本船の船上に置くか、または、そのように引き渡された物品を調達することによって、物品を引き渡さなければならない。いずれの場合にも、売主は、合意された期日、または、合意された期間内に、かつ、港における慣習的な方法で、物品を引渡さなければならない。</p> <p>特定の積込地点が買主によって示されていない場合には、売主は、自己の目的に最も適した、指定船積港内の地点を選択することができる。</p> | <p>売主は、自己の費用により、合意された仕向地港までの通常の運送書類を遅滞なく買主に提供しなければならない。</p> <p>かかる証拠が運送書類でない場合には、売主は、買主の依頼、危険および費用により、運送書類を取得するに当たり、買主に助力を与えなければならない。</p> |
| CIF | <p>売主は、本船の船上に物品を置くか、または、そのように引渡された物品を調達することによって、物品を引渡さなければならない。いずれの場合にも、売主は、合意された期日、または、合意された期間内に、かつ、港における慣習的な方法で、物品を引渡さなければならない。</p> | <p>売主は、自己の費用により、物品がA4に従って引渡された旨の通常の証拠を買主に提供しなければならない。</p> <p>この運送書類は、契約の物品に対して発行され、船積のために合意された期間内の日付を付され、買主が仕向港で運送人に物品の引渡しを請求することを可能にし、かつ、別段の合意がなければ、買主が、次の買主にその書類を譲渡することによって、または運送人への通知によって、運送中の物品を転売することを可能にするものでなければならない。</p> <p>かかる運送書類が、譲渡可能な形式で、かつ、正本が数通発効される場合には、正本全通が買主に提供されなければならない。</p> |

インコタームズの定める貿易条件と紛争処理への影響

| | | |
|-----|--|--|
| DDP | <p>売主は、合意された期日または合意された期間内に、指定仕向地における合意された地点が、もしあれば、その地点で、荷下ろしの準備ができている到着した輸送手段の上で、物品を買主の処分に委ねることによって、物品を引渡さなければならない。</p> | <p>売主は、自己の費用により、買主が A4/B4 で想定されている用意物品の引渡しを受取ることを可能にする書類を買主に提供しなければならない。</p> |
|-----|--|--|

※ 別表 1 の英文は以下のとおり。

| | A4 Delivery | A8 Delivery Document |
|-----|--|--|
| EXW | <p>The seller must deliver the goods by placing them at the disposal of the buyer at the agreed point, if any, at the named place of delivery, not loaded on any collecting vehicle. If no specific point has been agreed within the named place of delivery, and if there are several points available, the seller may select the point that best suits its purpose. The seller must deliver the goods on the agreed date or within the agreed period.</p> | <p>The seller has no obligation to the buyer.</p> |
| FCA | <p>The seller must deliver the goods to the carrier or another person nominated by the buyer at the agreed point, if any, at the named place on the agreed date or within the agreed period.</p> <p>Delivery is completed :</p> <p>a) If the named place is the seller's premises, when the goods have been loaded on the means of transport provided by the buyer.</p> <p>b) In any other case, when the goods are placed at the disposal of the carrier or another person nominated by the buyer on the seller's means of transport ready for unloading.</p> <p>If no specific point has been notified by the buyer under B7 d) within the named place of delivery and if there are several points available, the seller may select the point that best suits its purpose.</p> <p>Unless the buyer notifies the seller otherwise, the seller may deliver the goods for carriage in such a manner as the quantity and/or nature of the goods may require.</p> | <p>The seller must provide the buyer, at the seller's expense, with the usual proof that the goods have been delivered in accordance with A4.</p> <p>The seller must provide assistance to the buyer, at the buyer's request, risk and expense, in obtaining a transport document.</p> |

| | | |
|------------|---|--|
| <p>FOB</p> | <p>The seller must deliver the goods either by placing them on board the vessel nominated by the buyer at the loading point, if any, indicated by the buyer at the named port of shipment or by procuring the goods so delivered. In either case, the seller must deliver the goods on the agreed date or within the agreed period and in the manner customary at the port.</p> <p>If no specific point has been indicated by the buyer, the seller may select the point within the named port of shipment that best suits its purpose.</p> | <p>The seller must provide the buyer, at the seller's expense, with the usual proof that the goods have been delivered in accordance with A4.</p> <p>Unless such proof is a transport document, the seller must provide assistance to the buyer, at the buyer's request, risk and expense, in obtaining a transport document.</p> |
| <p>CIF</p> | <p>The seller must deliver the goods either by placing them on board the vessel or by procuring the goods so delivered. In either case, the seller must deliver the goods on the agreed date or within the agreed period and in the manner customary at the port.</p> | <p>The seller must, at its own expense provide the buyer without delay with the usual transport document for the agreed port of destination.</p> <p>This transport document must cover the contract goods, be dated within the period agreed for shipment, enable the buyer to claim the goods from the carrier at the port of destination and, unless otherwise agreed, enable the buyer to sell the goods in transit by the transfer of the document to a subsequent buyer or by notification to the carrier.</p> <p>When such a transport document is issued in negotiable form and in several originals, a full set of originals must be presented to the buyer.</p> |
| <p>DDP</p> | <p>The seller must deliver the goods by placing them at the disposal of the buyer on the arriving means of transport ready for unloading at the agreed point, if any, at the named place of destination on the agreed date or within the agreed period.</p> | <p>The seller must provide the buyer, at the seller's expense, with a document enabling the buyer to take delivery of the goods as envisaged in A4/B4.</p> |

- (1) 紛争解決条項(管轄合意条項や仲裁条項)を含まない契約書も実際には多いとされる。浜辺陽一郎『ロースクール実務家教授による英文国際取引契約書の書き方第一巻(改訂版)』(ILS出版、二〇一〇年)一九二頁。他に、亀田尚己編『現代国際商取引 よくわかる理論と実務』(文真堂、二〇一三年)二二三―二三四頁〔吉川英一郎〕を参照。
- (2) 亀田尚己編『現代国際商取引 よくわかる理論と実務』(文真堂、二〇一三年)九十一―九十一頁〔長沼健〕を参照。
- (3) 国際商業会議所日本委員会『インコタームズ®二〇一〇』国際商業会議所日本委員会(二〇一〇年)一三二頁。松岡博編『国際関係私法入門 第三版』(有斐閣、二〇一三年)三八六頁参照。
- (4) 国際商業会議所日本委員会(前掲注3)一三一頁
- (5) 佐野寛『国際取引法 第四版』(有斐閣、二〇一四年)一〇九頁。
- (6) 松岡博編(前掲注3)三八四頁。
- (7) 西口博之「国際物流環境の変化とインコタームズ―EXW及びDDP取引条件に関連して―」JCAジャーナル五十七巻九号十四頁(二〇一〇年)参照。
- (8) 吉田友之「地方貿易業者が使用するトレード・タームズに関する時系列的考察―愛媛県所在の業者を対象とした二〇一三年アンケート調査より―」関西大学商学論集五八巻二号九十四―九十五頁(二〇一三年)、同「大分県所在貿易業者が使用するトレード・タームズに関する時系列的考察―二〇一三年アンケート調査より―」関西大学商学論集五十九巻四号七十二頁(二〇一五年)、同「宮城県所在貿易業者が使用するトレード・タームズに関する時系列的考察―二〇一三年アンケート調査より―」関西大学商学論集六十巻二号四十九頁(二〇一五年)、同「熊本県所在貿易業者が使用するトレード・タームズに関する時系列的考察―二〇一三年アンケート調査との比較―」関西大学商学論集六十一巻二号七十三―七十四頁(二〇一六年)を参照。
- (9) 本間靖規、中野俊一郎、酒井一『国際民事手続き法 第二版』(有斐閣、二〇一二年)三十四頁。
- (10) 本間〓中野〓酒井(前掲注9)三十六頁。
- (11) これらの規定によって日本に裁判管轄が認められる場合においても、訴えの全部または一部を却下できるとする規定も置かれている(三条の九)。

説

論

(12) 本間 || 中野 || 酒井 (前掲注 9) 五十頁。

(13) 本間 || 中野 || 酒井 (前掲注 9) 四十九頁。

(14) 佐野寛 (前掲注 5) 一二二頁、新堀聰「インコタームズをめぐる諸問題・V」貿易と関税五十三卷十二号十七・十八頁 (二〇〇五年)。

同右。

(15) 国際裁判管轄の問題には、日本で訴えを提起することができるかという問題の他に、外国の裁判所で出された判決を

日本で承認するかという場面でも問題となる。前者を直接管轄の問題といい、後者を間接管轄の問題という。民法

一一八条は、外国判決の承認の要件の一つとして、判決裁判所に国際裁判管轄があつたことを要求しており、通説・判例は、間接管轄の基準は承認国である日本の基準によるべきであるとする。

(16) 日本語訳は、国際商業会議所日本委員会『インコタームズ® 二〇一〇』(国際商業会議所日本委員会、二〇一〇年)

一二五頁以下「新堀総訳」による。

(17)